

島根労働局発表
令和7年9月10日

担当 雇用環境・均等室
室長 越沼綾乃
雇用環境改善・均等推進指導官
宮崎聖児
TEL 0852 - 31 - 1161



次世代育成支援対策推進法に基づく『子育て・不妊治療サポート』企業として
島根中央信用金庫を『くるみんプラス』認定！
2025年度基準（新基準達成）で島根県初の認定！！

厚生労働省では、一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした企業を『子育てサポート企業』として、次世代育成支援対策推進法に基づく『くるみん』企業として認定しています。あわせて、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組むなどの一定の要件を満たした企業を『不妊治療サポート企業』として、『プラス』認定しています。

今般、島根中央信用金庫を『くるみんプラス』認定しました。

島根労働局（局長 ^{いわみひろふみ} 岩見浩史）では、以下のとおり「認定通知書」の交付式を行います。

《くるみん認定企業概要》

島根中央信用金庫

所在地：出雲市今市町 252-1

代表者：理事長 福間 均

業 種：金融業

労働者数：282 人（女性 130 人）



《認定通知書交付式》

1 日 時 令和7年9月25日（木）14時～

2 会 場 島根中央信用金庫

（出雲市今市町252-1）

島根労働局長より島根中央信用金庫へ認定通知書の交付を行います。

※当日現地での取材が可能です。取材を希望される報道機関の皆様におかれましては、
9月19日（金）15時までに島根労働局雇用環境・均等室の日高あてにご連絡ください。

資料1 『くるみんプラス認定』に係る取組

資料2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度の概要

資料3 次世代育成支援対策推進法に基づくくるみん認定状況

島根中央信用金庫

『くるみんプラス認定』に係る主な取組内容等

1 企業概要

代 表 者：理事長 福間 均
所 在 地：出雲市今市町 252-1
業 種：金融業
創 業：1948 年（昭和 23 年）9 月
労働者数：282 人（女性 130 人）



2 くるみんプラス認定について

認 定 日：令和 7 年 8 月 26 日 認定回数：くるみん認定（1 回目）

3 くるみん認定に係る主な実績

【認定基準 3】一般事業主行動計画に定めた目標とその達成状況

計画期間	令和 3 年 12 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
目標	(1) 計画期間内に、育児休業の取得率を男性職員 7 %以上、女性職員 90 %以上にする。 (2) 所定外労働時間を一人当たり平均月間 10 時間未満とする。 (3) 年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間 7 日以上とする。
目標に対する取組内容	(1) 育児休業取得率・・・男性職員 55 %、女性職員 100 % (2) 2024 年度実績・・・5 時間 24 分 (3) 2024 年度実績・・・13 日

【認定基準 5・6】計画期間における育児休業取得率（男性 30 %以上、女性 75 %以上）

男性労働者の育児休業等取得率	55 %（5 人）
男性労働者の育児休業等・育児目的休暇の取得率	100 %（9 人）
女性労働者の育児休業等取得率	100 %（11 人）
女性有期雇用労働者の育児休業等取得率（300 人以下の特例）	100 %（1 人）

【認定基準 7】計画期間の終了日の属する事業年度における法定時間外労働等

法定時間外・法定休日労働	フルタイム労働者の平均が各月 30 時間未満
月平均の法定時間外労働が 60 時間以上の労働者数	0 人

4 プラス認定に係る主な実績

	認定基準項目	認定基準に係る取組状況
基準 1	(1) 不妊治療のための休暇制度	不妊治療支援規程を策定
	(2) 不妊治療のために利用できる両立支援制度	半日単位・時間単位の年次有給休暇付与制度
基準 2	不妊治療と仕事との両立の推進に関する方針及び制度内容に関する労働者への周知	理事長自らが四半期に 1 度の会議の中で『不妊治療と仕事の両立支援』に対するメッセージを発信するとともに、イントラ掲載にて全職員へ発信。不妊治療と仕事との両立に関する方針及び利用できる制度等について発信。
基準 3	不妊治療と仕事との両立に関する研修等	産業医の先生を講師に定期的に研修会を実施。
基準 4	両立支援担当者の選任及び労働者への周知	男女とも仕事と妊活・育児・介護を両立できるように相談しやすい整備をするために人事部に 2 名の両立支援担当者を選任し、社内通知

【トライくるみん認定】



次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けるためには、9項目の認定基準を全て満たす必要があります。(旧基準の場合は10項目)

【くるみん認定】



次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けるためには、9項目の認定基準を全て満たす必要があります。(旧基準の場合は10項目)

【プラチナくるみん認定】



すでに「子育てサポート企業」として「くるみん」認定を受けた企業のうち、より高い水準の仕事と子育ての両立支援の取組を行った企業を厚生労働大臣が認定する制度です。認定を受けるためには、11項目の認定基準を全て満たす必要があります。(旧基準の場合は12項目)

【プラス認定】



トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんの一類型として、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業が一定の要件を満たした場合、「プラス」認定を受けることができます。認定を受けるためには、くるみん等の認定基準を満たした上で、4項目の認定基準を全て満たす必要があります。

厚生労働省HP

「不妊治療と仕事との両立のために」はこちら➡

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html



「両立支援のひろば」

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画及び次世代育成支援に関する取組を公表するためのウェブサイトです。

各社の取組状況や両立支援に関する情報を検索できます。

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



「次世代育成支援対策推進法関係リーフレット」

令和7年4月1日からくるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/jisedai.pdf>



くるみん認定基準の主な改正内容

		旧基準	新基準
認定基準 (共通)	育児休業等をすることができる女性 有期雇用労働者の育児休業等取得率	なし	75%
	成果に関する具体的な目標を定めて 実施する措置の選択肢	①所定外労働の削減 ②年次有給休暇の取得の促進 ③短時間正社員制度、在宅勤務等そ の他働き方の見直しに関する多様な 労働条件の整備	①男性労働者の育児休業等の取得期間の 延伸 ②年次有給休暇の取得の促進 ③短時間正社員制度、在宅勤務等その他 働き方の見直しに関する多様な労働条件 の整備
くるみん 認定基準 	男性労働者の育児休業等取得率 又は 男性労働者の育児休業等・育児目的 休暇の取得率	10% 20%	30% 50%
	雇用する労働者1人当たりの 各月ごとの時間外労働及び 休日労働の合計時間数	45時間未満（全てのフルタイム労働 者）	30時間未満（全てのフルタイム労働者） 又は45時間未満（25～39歳のフルタイ ム労働者）
トライ くるみん 認定基準 	男性労働者の育児休業等取得率 又は 男性労働者の育児休業等・育児目的 休暇の取得率	7% 15%	10% 20%
	男性労働者の育児休業等取得率 又は 男性労働者の育児休業等・育児目的 休暇の取得率	30% 50%	50% 70%
プラチナ くるみん 認定基準 	雇用する労働者1人当たりの 各月ごとの時間外労働及び 休日労働の合計時間数	45時間未満（全てのフルタイム労働 者）	30時間未満（全てのフルタイム労働者） 又は45時間未満（25～39歳のフルタイ ム労働者）
	能力の向上又はキャリア形成の 支援のための取組に係る計画の策定 及び実施の対象	女性労働者	男性労働者及び女性労働者

次世代育成支援対策推進法に基づくくるみん認定状況

資料 3

1 次世代育成支援対策推進法に基づくくるみん等認定状況（中国地方及び全国）

単位：件

県名	認定		くるみん		プラチナ	
	くるみん	プラス	くるみん	プラス	くるみん	プラス
島根県	0	0	20	0	3	1
鳥取県	0	0	25	2	2	0
岡山県	0	0	71	3	8	1
広島県	0	0	94	0	2	0
山口県	0	0	46	0	8	2
全 国	3	0	5, 207	63	759	86

（令和 7 年 7 月末時点で公表することに了解を得た企業）

2 島根労働局管内認定企業（令和 7 年 9 月 1 日現在）

（1）法第 15 条の 2 に基づく「プラチナくるみん」認定企業（3 社）

	認定企業名	所在地	業 種	認定年	プラス認定
1	社会医療法人仁寿会	川本町	医療・福祉	2017 年	
2	株式会社山陰合同銀行	松江市	金融業	2018 年	2024 年
3	社会福祉法人島根県社会福祉協議会	松江市	医療・福祉	2025 年	

（2）法第 13 条に基づく「くるみん」認定企業（20 社）

	認定企業名	所在地	業 種	認定年	プラス認定
1	株式会社長岡塗装店	松江市	建設業	2007 年、2009 年、2011 年	
2	社会医療法人仁寿会	川本町	医療・福祉	2009 年	
3	松江土建株式会社	松江市	建設業	2011 年	
4	株式会社テクノプロジェクト	松江市	情報通信業	2012 年	
5	株式会社山陰合同銀行	松江市	金融業	2012 年	
6	国立大学法人島根大学	松江市	教育、学習支援業	2012 年、2015 年	
7	社会福祉法人島根ライトハウス	松江市	医療・福祉	2013 年、2015 年、2017 年	
8	株式会社島根富士通	出雲市	製造業	2013 年	
9	社会福祉法人静和会	出雲市	医療・福祉	2015 年	
10	イマックス株式会社	出雲市	建設業	2015 年	
11	一畑工業株式会社	松江市	建設業	2015 年	
12	フジキコーポレーション株式会社	松江市	卸売業、小売業	2016 年	
13	公益社団法人益田市医師会	益田市	医療・福祉	2016 年	
14	島根島津株式会社	出雲市	製造業	2016 年	
15	アサヒ工業株式会社	松江市	建設業	2017 年	
16	株式会社ジェイ・オー・ファーマ	出雲市	製造業	2019 年	
17	株式会社ユニコン	松江市	卸売業、小売業	2019 年	
18	社会福祉法人島根県社会福祉協議会	松江市	医療・福祉	2020 年	
19	株式会社新興建設コンサルタント	川本町	学術研究、専門・技術サービス業	2025 年	
20	株式会社守谷刃物研究所	安来市	製造業	2025 年	
21	島根中央信用金庫 [Now]	出雲市	金融業	2025 年(新基準)	2025 年